

資料 2

2020年12月9日

食品衛生分科会

報告事項に関する資料

(2) 報告事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

- ・ 報告事項の概要…………… 3
- ・ エタボキサム（適用拡大申請）…………… 4
- ・ クロルピリホス（適用拡大申請、魚介類の基準値設定及び暫定基準の見直し）…………… 8
- ・ ピメトロジン（急性参照用量を考慮した基準の見直し）…………… 17
- ・ ミクロブタニル（適用拡大申請及びインポートトレランス申請）…………… 25

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
エタボキサム（農薬/殺菌剤）	適用拡大申請	農薬：ばれいしょ、トマト等	ADI:0.05 mg/kg 体重/日 ARfD:0.75 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 19.3% 幼小児（1～6歳） 34.8% 妊婦 22.1% 高齢者（65歳以上） 19.4% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
クロルピリホス（農薬/殺虫剤）	適用拡大申請、魚介類への基準設定及び暫定基準の見直し	農薬：大豆、ばれいしょ等	ADI:0.001 mg/kg 体重/日 ARfD: 0.1 mg/kg 体重	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 36.2% 幼小児（1～6歳） 78.8% 妊婦 35.2% 高齢者（65歳以上） 39.8% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ピメトロジン（農薬/殺虫剤）	急性参照用量を考慮した基準の見直し	農薬：稲、ばれいしょ等	ADI:0.013 mg/kg 体重/日 ARfD:0.1 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 18.4% 幼小児（1～6歳） 35.3% 妊婦 16.8% 高齢者（65歳以上） 21.3% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
ミクロブタニル（農薬/殺菌剤）	適用拡大申請及びインポートトレランス申請	農薬：ねぎ、にんにく等	ADI:0.024 mg/kg 体重/日 ARfD: 2.4 mg/kg 体重（国民全体） ARfD: 0.31 mg/kg 体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 37.1% 幼小児（1～6歳） 62.7% 妊婦 32.3% 高齢者（65歳以上） 44.6% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。

エタボキサム (Ethaboxam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	チアゾールカルボキサミド系殺菌剤である。病原菌の孢子形成等を阻害することで殺菌効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	はくさい／べと病 等
我が国の登録状況	農薬：ばれいしょ、トマト等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてうり科野菜、ぶどう等に、カナダにおいて小麦、大麦等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口。最小毒性量における毒性所見は肝細胞肥大等) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において精巣間細胞腺腫の発生頻度増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、食品安全委員会は評価にあたり閾値を設定することは可能であると判断した。 (参考) <i>in vitro</i> 小核試験及び腹腔内投与で実施されたマウスを用いた <i>in vivo</i> 小核試験の一部において認められた小核誘発頻度増加の誘発機序は異数性であり、DNA 直接反応性でないことから、閾値があると考えられた。また、経口投与で実施されたラットを用いた <i>in vivo</i> 小核試験は陰性であり、エタボキサムには生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えられた。</p> <p>ARfD:0.75 mg/kg 体重 [設定根拠] 妊娠6~28日 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口。最小毒性量における毒性所見は摂餌量減少) 無毒性量 75 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>

基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エタボキサムとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="555 349 1437 573"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>19.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>34.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>19.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案又は作物残留試験における最高残留濃度 (HR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	19.3	幼小児 (1~6 歳)	34.8	妊婦	22.1	高齢者 (65 歳以上)	19.4
	TMDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	19.3										
幼小児 (1~6 歳)	34.8										
妊婦	22.1										
高齢者 (65 歳以上)	19.4										
意見聴取の状況	令和 2 年 11 月 11 日に在京大使館への説明を実施予定 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農薬名 エタボキサム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
はくさい	2	2	○			0.59,0.74(¥)
キャベツ	4		申			0.14~1.80(n=6)
ブロッコリー	9		申			1.74,2.44,4.42
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	25		申			13.7,17.7(¥)(サラダ菜)
トマト	1	1	○			0.37,0.42(¥)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.16,0.17(#)(¥)
ぶどう	8	10	○			1.40~4.16(n=4)

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

#:使用方法を逸脱して実施された試験成績

¥:最大値を基準値設定の根拠とする

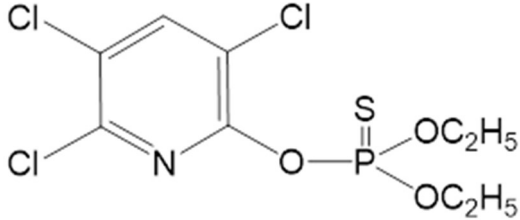
答申（案）

（別紙2）

エタボキサム

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.05
はくさい	2
キャベツ	4
ブロッコリー	9
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	25
トマト	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
ぶどう	8

クロルピリホス (Chlorpyrifos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及び魚介類への基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	農薬／殺虫剤
作用機構	有機リン系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼの阻害により、殺虫作用を示す。
適用作物／適用病害虫等	りんご／シンクイムシ類 等
我が国の登録状況	農薬：大豆、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、1982 年に ADI が、1999 年に ARfD が設定されている。国際基準は大豆、かんきつ等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小麦、ブロッコリー等に、カナダにおいてとうもろこし、たまねぎ等に、EU において大麦、すもも等に、豪州においてキウイ、アボカド等に、ニュージーランドにおいてぶどう、バナナ等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.001 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠①] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（雄ラット・混餌。（発がん性は認められなかった。）最小毒性量における毒性所見は赤血球コリンエステラーゼ活性阻害等）</p> <p>[設定根拠②] 2世代 繁殖試験（ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は赤血球コリンエステラーゼ活性阻害）</p> <p>[設定根拠③] 妊娠 6～15日 発生毒性試験（マウス・強制経口。最小毒性量における毒性所見は赤血球コリンエステラーゼ活性阻害）</p> <p>[設定根拠④] 1及び2年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は赤血球コリンエステラーゼ活性阻害）</p> <p>無毒性量 0.1 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>ARfD:0.1 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 単回投与試験（ヒト・経口。最小毒性量における毒性所見は赤血球アセチルコリンエステラーゼ活性阻害）</p> <p>無毒性量 1.0 mg/kg 体重</p> <p>安全係数 10（ヒトの試験であるため、種差：1、個体差：10）</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：クロルピリホスとする。

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="555 271 1437 495"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>36.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>78.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>35.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>39.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	36.2	幼小児 (1~6 歳)	78.8	妊婦	35.2	高齢者 (65 歳以上)	39.8
	EDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	36.2										
幼小児 (1~6 歳)	78.8										
妊婦	35.2										
高齢者 (65 歳以上)	39.8										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 31 年 1 月 24 日に在京大使館への説明を実施 令和元年 5 月 9 日にパブリックコメントを実施 令和元年 6 月 3 日に WTO 通報を実施 令和 2 年 10 月 9 日に在京大使館への説明を実施</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

農薬名

クロルピリホス

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
小麦	0.5	0.5		0.5		
大麦		0.2				
ライ麦		0.01				
とうもろこし	0.05	0.1		0.05		
そば		0.01				
その他の穀類	0.5	0.75		0.5		
大豆	0.1	0.3	○	0.1		
小豆類	0.3	0.1	申			0.022,0.052(¥)
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.2				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ	0.02	0.05	○	2		<0.005,<0.005(＃)(¥)※1
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ	0.1	0.1	○			0.005,0.018(＃)(¥)
やまいも(長いもをいう。)		0.01				
こんにゃくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい	0.05	0.05	○	0.05		
さとうきび	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01(¥)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.5	○			<0.005~0.061(¥)(n=4)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.05	2	○			<0.005~0.016(¥)(n=4)
かぶ類の根		1				
かぶ類の葉		0.3				
西洋わさび		0.01				
クレソン		0.01				
はくさい		1.0		1		※2
キャベツ		0.05		1		※2
芽キャベツ		1.0				
ケール		1.0				
こまつな		1				
きょうな		1				
チンゲンサイ		1				
カリフラワー	0.05	0.05		0.05		
ブロッコリー	2	1		2		
その他のあぶらな科野菜		1				
ごぼう		0.01				
サルシフィー		0.01				
アーティチョーク		1				
チコリ		0.01				
エンダイブ		0.01				
しゅんぎく		0.01				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.1				
その他のきく科野菜		0.01				
たまねぎ	0.2	0.05	○	0.2		
ねぎ(リーキを含む。)		0.2				
にんにく		0.01				
にら		0.01				
アスパラガス		5				
わけぎ		0.01				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん	0.1	0.5		0.1		

農薬名 クロルピリホス

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パースニップ		0.01				
パセリ		0.01				
セロリ		0.05				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜	1	0.01		1		
トマト		0.5				
ピーマン	2	0.5		2		
なす		0.2				
その他のなす科野菜	2	1		2		
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.05				
しろり		0.01				
すいか		0.01				
メロン類果実		0.01				
まくわうり		0.01				
その他のうり科野菜		0.01				
ほうれんそう		0.01				
たけのこ		0.5				
オクラ		0.5				
しょうが	1	0.01		1		
未成熟えんどう		0.01		0.01		※2
未成熟いんげん		0.2		0.01		※2
えだまめ		0.3				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.01				
その他のきのこ類		0.01				
その他の野菜	1	0.5		1		
みかん		1	○			
みかん(外果皮を含む。)	1		○			0.35,0.37(#)(¥)
なつみかんの果実全体	1	1	○	1		
レモン	1	1	○	1		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1	○	1		
グレープフルーツ	1	1	○	1		
ライム	1	1	○	1		
その他のかんきつ類果実	1	1	○	1		
りんご	0.5	1.0	○	1		0.01~0.18(¥)(n=4)※1
日本なし	0.3	0.5	○	1		0.005~0.129(#)(¥)(n=4)※1
西洋なし	0.3	0.5	○	1		(日本なし参照)※1
マルメロ	1	0.5		1		
びわ		0.5				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	1			1		
もも		1.0	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	1		○	0.5		0.328,0.395(#)(¥)
ネクタリン	1	1.0	○			0.18,0.32(#)(¥)
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(プルーンを含む。)	0.5	1.0	○	0.5		
うめ		0.01				
おうとう(チェリーを含む。)		1				
いちご	0.3	0.2		0.3		
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		1				
ブルーベリー	1	1	○			0.08,0.35(#)(¥)
クランベリー	1	1.0		1		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ハuckleベリー その他のベリー類果実		0.01 1				
ぶどう かき	0.5	1.0 0.01		0.5 1		※2
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし	2	3 2.0 0.01 0.5 0.05 0.05 0.05 0.3		2		
その他の果実	1	1	○	1		
ひまわりの種子		0.25				
ごまの種子	0.05	0.1			0.05 パラグアイ	【<0.01~0.03(n=8)(パラグアイ)】
べにばなの種子		0.1				
綿実	0.3	0.05		0.3		
なたね		0.1				
その他のオイルシード	5	0.1		5		
ぎんなん くり		0.01 0.2				
ペカン	0.05	0.2		0.05		
アーモンド	0.05	0.2		0.05		
くるみ	0.05	0.2		0.05		
その他のナッツ類		0.2				
茶	10	10		2		2.56,4.19(¥)
コーヒー豆	0.05	0.05		0.05		
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.1				
その他のスパイス(種子、果実、根及び根茎を 除く。)		1	○			
その他のスパイス	5		○	5		
その他のハーブ	1	1		1		
牛の筋肉	0.05	0.5				(牛の脂肪参照)
豚の筋肉	0.01	0.05				(豚の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.3				(牛の脂肪参照)
牛の脂肪	0.05	1		1		推:0.047※3
豚の脂肪	0.01	0.02		0.02		推:0.001※3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	1		1		(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.4		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.02		0.02		推:<0.01※3

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.01 0.01	0.08 0.08				(鶏の脂肪参照) (その他の家きんの脂肪参照)
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01	0.01 0.01		0.01 0.01		
魚介類	0.3		申			推:0.302
ミネラルウォーター類	0.03	0.03		0.03		※4
小麦粉(全粒粉を除く。)		0.1		0.1		※5
とうもろこし油(注1に限る。)		0.2		0.2		
とうもろこし油	0.2			0.2		
大豆油(注2に限る。)		0.05		0.03		※5
とうがらし(乾燥させたもの)				20		※5
干しぶどう				0.1		※5
綿実油(注3に限る。)		0.05		0.05		※5
綿実油(注3を除く。)		0.05				※5
乾燥させたその他のスパイス(果実に限る。)		1				
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)		5				
乾燥させたその他のスパイス(根又は根茎に限る。)		1				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

斜線: 食品区分を削除したもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

推: 推定される残留濃度であることを示す

注1) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油

注2) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油

注3) 食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油

※1: 国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから、国内の作物残留試験成績に基づき基準値を設定した。

※2: 国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから基準値を設定しないこととした(一律基準0.01ppmが適用されることとなる)。

※3: 国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから国内のMDBより推計した最大残留濃度より基準値を設定した。なお、最大残留濃度が定量限界よりも低い場合は、定量限界を設定した。

※4: WHO飲料水水質ガイドラインのガイドライン値に基づき設定。ガイドライン値とは、WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起ささない濃度を示す。

※5: 加工食品である「小麦粉」、「大豆油」、「とうがらし(乾燥させたもの)」、「干しぶどう」及び「綿実油」については、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、JMPRIはこれらの物質の加工係数について、小麦粉を0.2、大豆油を0.4、乾燥とうがらしを10、干しぶどうを0.2及び綿実油を0.2と算出している。

答申（案）

（別紙2）

クロルピリホス

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.5
とうもろこし	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.5
大豆	0.1
小豆類 ^{注2)}	0.3
ばれいしょ	0.02
かんしょ	0.1
てんさい	0.05
さとうきび	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.05
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	2
たまねぎ	0.2
にんじん	0.1
その他のせり科野菜 ^{注3)}	1
ピーマン	2
その他のなす科野菜 ^{注4)}	2
しょうが	1
その他の野菜 ^{注5)}	1
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	1
りんご	0.5
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
マルメロ	1
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	1
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	1
すもも（プルーンを含む。）	0.5
いちご	0.3
ブルーベリー	1
クランベリー	1

食品名	残留基準値 ppm
ぶどう	0.5
バナナ	2
その他の果実 ^{注7)}	1
ごまの種子	0.05
綿実	0.3
その他のオイルシード ^{注8)}	5
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
茶	10
コーヒー豆	0.05
その他のスパイス ^{注9)}	5
その他のハーブ ^{注10)}	1
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注12)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注13)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01

食品名	残留基準値 ppm
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.3
ミネラルウォーター類	0.03
とうもろこし油	0.2

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注8) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

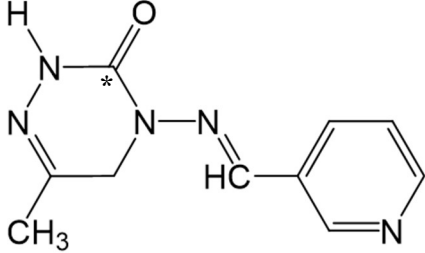
注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注12) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注13) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピメトロジン (Pymetrozine)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	急性参照用量 (ARfD) を考慮した基準値の見直しを行う。
構造式	 <p>*: 当該炭素原子に結合する N と O との結合状態に関して、本構造では互変異性体が存在する可能性があるが、主としてラクタム形をとるものと考えられることから、そのうちの1つを記載している。</p>
用途	農薬/殺虫剤
作用機構	ピリジンアゾメチン系殺虫剤である。半翅目昆虫（アブラムシ類、コナジラミ類、ウンカ類、ヨコバイ類等）にのみ選択的な殺虫活性を示し、これらの昆虫の吸汁行動を抑制することで摂食を阻害し、餓死を引き起こすと考えられている。
適用作物/適用病害虫等	もも/アブラムシ類 等
我が国の登録状況	農薬：稲、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2014 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてあぶらな科野菜、うり科野菜等に、カナダにおいてあぶらな科野菜、かんきつ類果実等に、EU においてうり科野菜、かんきつ類果実等に、豪州において核果類果実、畜産物等に、ニュージーランドにおいてレタス、核果類果実等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.013 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2 世代 繁殖試験 (雄ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は肝細胞肥大) 無毒性量 1.30 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD: 0.1 mg/kg 体重 [設定根拠] 妊娠 7~19 日 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口。最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制等) 無毒性量 10 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ピメトロジンとする。
暴露評価	①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。

	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1歳以上)</td> <td>18.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>35.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>16.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>21.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体 (1歳以上)	18.4	幼小児 (1~6歳)	35.3	妊婦	16.8	高齢者 (65歳以上)	21.3
	TMDI/ADI (%)										
国民全体 (1歳以上)	18.4										
幼小児 (1~6歳)	35.3										
妊婦	16.8										
高齢者 (65歳以上)	21.3										
意見聴取の状況	令和 2 年 10 月 9 日に在京大使館への説明を実施 令和 2 年 11 月 20 日に WTO 通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農薬名

ピメトロジン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米（玄米をいう。）	0.05	0.1	○			<0.005, 0.012(¥)
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆	0.02	0.02				※1
その他の豆類	0.02	0.02				※1
ばれいしょ	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01(¥)
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02		0.02	米国	【米国ばれいしょ <0.02(#)(n=18)】
かんしょ	0.02	0.02		0.02	米国	【米国ばれいしょ参照】
やまいも（長いもをいう。）	0.02	0.02		0.02	米国	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.02	0.02		0.02	米国	【米国ばれいしょ参照】
クレソン	0.6	0.6		0.6	米国	【米国レタス(<0.02～ 0.79(#)(n=18))、セロリ (<0.02～0.05(#)(n=6))及び ほうれんそう(0.02～ 0.32(#)(n=6))】
はくさい	0.5	0.5		0.5	米国	【米国キャベツ(<0.02～ 0.79(#)(n=18))及びブロッ コリー(<0.02～ 0.04(#)(n=6))】
キャベツ	0.02	0.02				※1
芽キャベツ	0.02	0.02				※1
ケール	0.3	0.3		0.25	米国	【米国からしな(0.05～ 0.19(#)(n=5))】
こまつな	0.3	0.3		0.25	米国	【米国からしな参照】
きょうな	0.3	0.3		0.25	米国	【米国からしな参照】
チンゲンサイ	0.02	0.02				※1
カリフラワー	0.02	0.02				※1
ブロッコリー	0.02	0.02				※1
その他のあぶらな科野菜	0.02	0.02				※1
チコリ	0.6	0.6				※1
エンダイブ	0.6	0.6		0.6	米国	【米国レタス、セロリ及び ほうれんそう参照】
しゅんぎく	0.6	0.6		0.6	米国	【米国レタス、セロリ及び ほうれんそう参照】
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.1	0.1				※1
その他のきく科野菜	0.6	0.6		0.6	米国	【米国レタス、セロリ及び ほうれんそう参照】
アスパラガス	0.04	0.04		0.04	米国	【<0.02(#)(n=8)(米国)】
パセリ	0.6	0.6		0.6	米国	【米国レタス、セロリ及び ほうれんそう参照】
セロリ	0.6	0.6		0.6	米国	【米国レタス、セロリ及び ほうれんそう参照】
その他のせり科野菜	0.6	0.6		0.6	米国	【米国レタス、セロリ及び ほうれんそう参照】
トマト	1	1	○			0.18, 0.33(#)(¥)(ミニトマ ト)
ピーマン	2	2	○			0.4, 0.6(¥)
なす	0.7	1	○			0.098, 0.218(#)(¥)
その他のなす科野菜	2	3	○			0.6, 0.8(#)(¥)(ししとう)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	1	○			0.08, 0.14(¥)	
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○			※2	
しろうり	0.3	0.5	○			0.07, 0.08(¥)	
すいか		0.1	○				
すいか (果皮を含む。)	0.05		○			0.01, 0.02, 0.02	
メロン類果実		0.1	○				
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.2		○			0.03, 0.04, 0.05	
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○			0.10, 0.18(¥) (漬物用メロン)	
ほうれんそう	0.6	0.6			0.6	米国	【米国レタス、セロリ及びほうれんそう参照】 0.08, 0.22(¥)
オクラ	0.7	0.7	○				
しょうが	0.02	0.02			0.02	米国	【米国ばれいしょ参照】
未成熟えんどう	0.02	0.02					※1
その他の野菜	0.6	0.6			0.6	米国	【米国レタス、セロリ及びほうれんそう参照】
りんご	0.02	0.02			0.02	EU	【<0.02 (n=8) (EU)】
日本なし	0.05	0.1	○				0.010, 0.012(¥)
西洋なし	0.05	0.1	○				(日本なし参照)
もも		0.1	○				
もも (果皮及び種子を含む。)	0.3		○				0.019, 0.070(¥)
ネクタリン	0.05	0.05			0.05	豪州	【<0.02, <0.02 (#) (豪州)】
あんず (アプリコットを含む。)	0.05	0.05			0.05	豪州	【豪州ネクタリン参照】
すもも (プルーンを含む。)	0.05	0.05			0.05	豪州	【豪州ネクタリン参照】
うめ	0.7	2	○				0.030, 0.232(¥)
おうとう (チェリーを含む。)	0.05	0.05			0.05	豪州	【<0.02, <0.02 (#) (豪州)】
いちご	2	2	○				0.175, 0.969 (#) (¥)
その他の果実	0.5	0.5			0.5	EU	【EUペピーノ (0.03, 0.11 (#))】
綿実	0.3	0.3			0.3	米国	【<0.02~ 0.318 (#) (n=18) (米国)】
ペカン	0.02	0.02			0.02	米国	【<0.02 (#) (n=5) (米国)】
ホップ	15	15			15	EU	【EU生鮮ホップ(0.50~ 2.98 (#) (n=21))、乾燥ホッ プ(0.78~ 12.51 (#) (n=18))】
その他のハーブ	0.3	0.3	○		0.25	米国	【米国からしな参照】
牛の筋肉	0.01	0.01			0.01	豪州	推: <0.01
豚の筋肉	0.01	0.01			0.01	豪州	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01			0.01	豪州	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.01	0.01			0.01	豪州	推: <0.01
豚の脂肪	0.01	0.01			0.01	豪州	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01			0.01	豪州	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.01	0.01			0.01	豪州	推: <0.01
豚の肝臓	0.01	0.01			0.01	豪州	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01			0.01	豪州	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.01	0.01			0.01	豪州	推: <0.01
豚の腎臓	0.01	0.01			0.01	豪州	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01			0.01	豪州	【牛の腎臓参照】

答申(案)

(別紙2)

ピメトロジン

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.05
そら豆	0.02
その他の豆類 ^{注1)}	0.02
ばれいしょ	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02
かんしょ	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.02
その他のいも類 ^{注2)}	0.02
クレソン	0.6
はくさい	0.5
キャベツ	0.02
芽キャベツ	0.02
ケール	0.3
こまつな	0.3
きょうな	0.3
チンゲンサイ	0.02
カリフラワー	0.02
ブロッコリー	0.02
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	0.02
チコリ	0.6
エンダイブ	0.6
しゅんぎく	0.6
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.1
その他のきく科野菜 ^{注4)}	0.6
アスパラガス	0.04
パセリ	0.6
セロリ	0.6
その他のせり科野菜 ^{注5)}	0.6
トマト	1
ピーマン	2
なす	0.7
その他のなす科野菜 ^{注6)}	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5
しろうり	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.5

食品名	残留基準値 ppm
ほうれんそう	0.6
オクラ	0.7
しょうが	0.02
未成熟えんどう	0.02
その他の野菜 ^{注8)}	0.6
りんご	0.02
日本なし	0.05
西洋なし	0.05
もも (果皮及び種子を含む。)	0.3
ネクタリン	0.05
あんず (アプリコットを含む。)	0.05
すもも (プルーンを含む。)	0.05
うめ	0.7
おうとう (チェリーを含む。)	0.05
いちご	2
その他の果実 ^{注9)}	0.5
綿実	0.3
ペカン	0.02
ホップ	15
その他のハーブ ^{注10)}	0.3
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注12)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01

注1)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

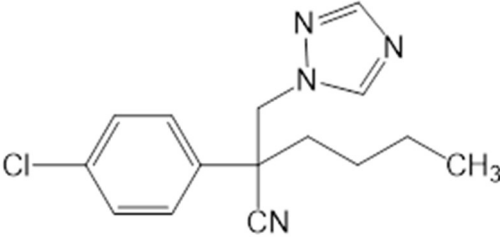
注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注11)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注12)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ミクロブタニル (Myclobutanil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	 <p>(ラセミ体、R体 : S体 = 1 : 1)</p>
用途	農薬 / 殺菌剤
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。菌類の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより菌類の生育を阻害すると考えられている。
適用作物 / 適用病害虫等	にんにく / さび病 等
我が国の登録状況	農薬 : ねぎ、にんにく等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、1992 年に ADI が、2014 年に ARfD が設定されている。国際基準はぶどう、仁果類等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、いちご等に、カナダにおいてりんご、ぶどう等に、EUにおいてぶどう、うり類等に、豪州においてぶどう、いちご等に、ニュージーランドにおいてぶどう、仁果類等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><u>ADI: 0.024 mg/kg 体重/day</u> [設定根拠] 2年間 慢性毒性 / 発がん性併合試験 (雄ラット・混餌。 (発がん性は認められなかった。) 最小毒性量における毒性所見は精巣萎縮等)</p> <p>無毒性量 2.49 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p><u>ARfD:</u> <u>国民全体の集団 : 2.4 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 一般薬理試験 (雄マウス・強制経口。最小毒性量における毒性所見は立ち直り反射の抑制等) 最大無作用量 240 mg/kg 体重 安全係数 100</p> <p><u>妊婦又は妊娠している可能性のある女性 : 0.31 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 妊娠 6~15 日 発生毒性試験 (ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は胎児死亡率の上昇) 無毒性量 31.3 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>

基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：マイクロブタニルとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="555 347 1437 573"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>37.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>62.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>32.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>44.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上)、幼小児 (1~6 歳) 及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性 (14~50 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	37.1	幼小児 (1~6 歳)	62.7	妊婦	32.3	高齢者 (65 歳以上)	44.6
	TMDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	37.1										
幼小児 (1~6 歳)	62.7										
妊婦	32.3										
高齢者 (65 歳以上)	44.6										
意見聴取の状況	令和 2 年 10 月 9 日に在京大使館への説明を実施 令和 2 年 11 月 20 日に WTO 通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農薬名 ミクロブタニル

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ^(注) ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦		0.3				
大麦		0.5				
大豆	0.3	0.3			0.25(*) 米国	【0.2090(米国)】
ばれいしょ	0.06			0.06		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.06			0.06		
かんしょ	0.06			0.06		
やまいも(長いもをいう。)	0.06			0.06		
こんにやくいも	0.06			0.06		
その他のいも類	0.06			0.06		
てんさい	0.06			0.06		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.06			0.06		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.05			0.05		
かぶ類の根	0.06			0.06		
かぶ類の葉	0.05			0.05		
西洋わさび	0.06			0.06		
クレソン	0.05			0.05		
はくさい	0.05	1		0.05		
キャベツ	0.05			0.05		
芽キャベツ	0.05			0.05		
ケール	0.05			0.05		
こまつな	0.05			0.05		
きょうな	0.05			0.05		
チンゲンサイ	0.05	1		0.05		
カリフラワー	0.05			0.05		
ブロッコリー	0.05			0.05		
その他のあぶらな科野菜	0.06	1		0.06		
ごぼう	0.06	1		0.06		
サルシフィー	0.06	1		0.06		
アーティチョーク	1	1			0.90(*) 米国	【0.25,0.44,0.59(米国)】
チコリ	0.05	1		0.05		
エンダイブ	0.05	1		0.05		
しゅんぎく	0.05	1		0.05		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	9	9		0.05	9.0(*) 米国	【0.20~3.95(#)(n=7)(米国)】
その他のさく科野菜	1	1	○	0.06		0.38,0.50(¥)(ふき)
たまねぎ	0.06	1		0.06		
ねぎ(リーキを含む。)	0.6	1	○	0.06		0.137~0.29(n=4)
にんにく	0.06	1	○	0.06		
にら	0.06	1		0.06		
アスパラガス	0.5	1	○			0.10,0.12(¥)
わけぎ	0.5	1	○	0.06		<0.05,0.13(¥)
その他のゆり科野菜	0.3	1	○	0.06		<0.1,<0.1(¥)(ぎぼうし)
にんじん	1	1		0.06		※1
パースニップ	0.06	1		0.06		
パセリ	9	9			9.0(*) 米国	【米国レタス参照】
みつば	0.05	1		0.05		
その他のせり科野菜	0.06	1		0.06		
トマト	2	2	○	0.3		0.30,0.58(¥)(ミニトマト)
ピーマン	3	1	○	3		
なす	0.3	1	○			0.04,0.06(¥)
その他のなす科野菜	3	1	○	3		

農薬名 ミクロブタニル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ^{注)} ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	1	○	0.2		0.014,0.108(¥)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	1	○	0.2		
しろうり	0.2	1		0.2		
すいか		1	○			
すいか(果皮を含む。)	0.2		○	0.2		
メロン類果実		1	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.2		○	0.2		
まくわうり		1				
まくわうり(果皮を含む。)	0.2			0.2		
その他のうり科野菜	0.2	1		0.2		
ほうれんそう	0.05	1		0.05		
たけのこ		1				
オクラ	3	1		3		
未成熟えんどう	1	1	○			※1
未成熟いんげん	1	1		0.8	1.0(*) 米国	【0.09,0.38(米国)】
えだまめ	1	1				※1
その他の野菜	1	1	○	0.8		0.16,0.50(¥)(金魚草)
りんご	0.6	0.5	○	0.6		
日本なし	0.6	0.7	○	0.6		
西洋なし	0.6	0.7	○	0.6		
マルメロ	0.6	0.5		0.6		
びわ		1				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.6			0.6		
もも		1	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	3		○	3		
ネクタリン	3	2		3		
あんず(アプリコットを含む。)	3	2		3		
すもも(プルーンを含む。)	2	0.5		2		
うめ	3	2		3		
おうとう(チェリーを含む。)	3	2	○	3		
いちご	0.8	1	○	0.8		
ラズベリー	2	1	IT		2.0(*) 米国	【0.07~0.713(n=4)(米国)】
ブラックベリー	2	1	IT		2.0(*) 米国	【0.16~0.60(キャンベリー)(n=5)(米国)】
ブルーベリー		1				
クランベリー		1				
ハックルベリー		1				
その他のベリー類果実	2	0.5	IT	0.9	2.0(*) 米国	【米国キャンベリー参照】
ぶどう	0.9	1		0.9		
かき	0.6	1	○	0.6		
バナナ	2	2				※1
キウイ		1				
パパイヤ	3	1	IT		3.0(*) 米国	【0.68~1.13(n=4)(米国)】
アボカド		1				
パイナップル		1				
グアバ		1				
マンゴー	1	1				※1
パッションフルーツ		1				
なつめやし		1				
その他の果実	2	1	○	2		
綿実	0.02	0.02			0.02(*) 米国	【<0.01(#)(米国)】
アーモンド	0.02	0.02	IT		0.1(*) 米国	【0.0032~0.0057(#)(n=6)(米国)】

農薬名 ミクロブタニル

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ^{注)} ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
茶	20	20	○			5.52,9.28(¥)(荒茶)
ホップ	10	10		5	10(*) 米国	【1.34,2.97,5.62(＃)(米国)】
その他のスパイス	0.06			0.06		
その他のハーブ	5	1	申	3		1.6,1.8(¥)(しその葉)
牛の筋肉	0.01	0.03		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.03		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.03		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.02		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.02		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.02		0.01		
牛の肝臓	0.01	0.4		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.4		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.4		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.07		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.07		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.07		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.4		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.4		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.01	0.4		0.01		
乳	0.01	0.09		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
とうがらし(乾燥させたもの)				20		※2
干しぶどう	6			6		

太枠: 申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線: 食品区分を削除したもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い、基準値設定依頼がなされたもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥): 最大値を基準値設定の根拠とする

注) 残留濃度については以下の食品を除いてミクロブタニル(親化合物)のみの濃度で示した。

大豆: ミクロブタニル及び代謝物M4の合計濃度(ミクロブタニルに換算した値)で示した。

綿実: 総放射線残留物(TRR: Total Radioactive Residues)の濃度で示した。

(*) 米国では、規制対象をミクロブタニル及び代謝物M4の和としている。

※1) 海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

※2) 加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRはとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数を7と算出している。

答申（案）

（別紙2）

マイクロブタニル

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.3
ばれいしょ	0.06
さといも類（やつがしらを含む。）	0.06
かんしょ	0.06
やまいも（長いもをいう。）	0.06
こんにゃくいも	0.06
その他のいも類 ^{注1)}	0.06
てんさい	0.06
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.06
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.05
かぶ類の根	0.06
かぶ類の葉	0.05
西洋わさび	0.06
クレソン	0.05
はくさい	0.05
キャベツ	0.05
芽キャベツ	0.05
ケール	0.05
こまつな	0.05
きょうな	0.05
チンゲンサイ	0.05
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	0.05
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	0.06
ごぼう	0.06
サルシフィー	0.06
アーティチョーク	1
チコリ	0.05
エンダイブ	0.05
しゅんぎく	0.05
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	9
その他のきく科野菜 ^{注3)}	1
たまねぎ	0.06
ねぎ（リーキを含む。）	0.6
にんにく	0.06
にら	0.06
アスパラガス	0.5

食品名	残留基準値 ppm
わけぎ	0.5
その他のゆり科野菜 ^{注4)}	0.3
にんじん	1
パースニップ	0.06
パセリ	9
みつば	0.05
その他のせり科野菜 ^{注5)}	0.06
トマト	2
ピーマン	3
なす	0.3
その他のなす科野菜 ^{注6)}	3
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.2
しろうり	0.2
すいか (果皮を含む。)	0.2
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.2
まくわうり (果皮を含む。)	0.2
その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.2
ほうれんそう	0.05
オクラ	3
未成熟えんどう	1
未成熟いんげん	1
えだまめ	1
その他の野菜 ^{注8)}	1
りんご	0.6
日本なし	0.6
西洋なし	0.6
マルメロ	0.6
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.6
もも (果皮及び種子を含む。)	3
ネクタリン	3
あんず (アプリコットを含む。)	3
すもも (プルーンを含む。)	2
うめ	3
おうとう (チェリーを含む。)	3
いちご	0.8
ラズベリー	2
ブラックベリー	2
その他のベリー類果実 ^{注9)}	2
ぶどう	0.9
かき	0.6

食品名	残留基準値 ppm
バナナ	2
パパイア	3
マンゴー	1
その他の果実 ^{注10)}	2
綿実	0.02
アーモンド	0.02
茶	20
ホップ	10
その他のスパイス ^{注11)}	0.06
その他のハーブ ^{注12)}	5
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注13)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注14)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
干しぶどう	6

- 注1) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- 注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注4) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注9) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 注10) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注11) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注12) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注13) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注14) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注15) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。